



# ハグイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

所長  
コラム

P1

## 経営改善支援のご案内

「毎月の借入返済が多く、会社にお金が残らないのが不安だ。」

「返済はしているけれど、いつまでたっても借入残高が減らない。」

「銀行借入が多いので息子が家業を継ごうとしない。困っている。」

このような中小企業経営者の声が依然として多く聞かれます。毎月の借入返済に苦労している中小企業のために、当事務所も認定されている「経営革新等支援機関」を活用することを要件として、来年3月末を期限とする国の支援事業が現在、実施されています。

1. 経営改善計画を策定し、審査に通ると金融機関から各種の金融支援（借入条件変更・借換・借入金一本化・新規融資等）を受けられます。
2. 若干の費用が必要ですが、「経営革新等支援機関」に支払う費用について国からその費用の2/3の補助金（上限200万円）が受けられます。

支援の大まかな流れは以下のようになります。早々のご検討・お申込みをお願いします。

- ステップ 1 **経営改善支援のお申込み**（顧問先企業→認定支援機関）
- ステップ 2 **メインバンクへの説明と協力依頼**
- ステップ 3 **経営改善支援センターへの相談と「利用申請書」の提出**
- ステップ 4 **「TKC継続MASシステム」による経営改善計画策定**  
（TKC経営改善計画策定システム）
- ステップ 5 **経営改善支援センターへの「経営改善計画書」等の提出**
- ステップ 6 **金融支援の実行と業績モニタリングの開始**



税務

## 通勤手当の非課税限度額が上げられました！

P2

平成26年10月20日から所得税法施行令の一部改正により、自動車など交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が下図のように引き上げられました。

この改正は、平成26年4月1日以後に受けるべき通勤手当に適用されるため、一部は遡及して適用されることとなります。

この引上げにより、企業の給与規定を改訂し、4月以後10月以前に支給された通勤手当を追加支給する場合にも、改正後の非課税限度額が適用されます。

また、すでに支給された通勤手当に非課税限度額を超過した部分があった場合には、源泉徴収税額の再計算は行わずに、平成26年分の年末調整の際に精算することとなります。

TKCの給与計算システム（PXシリーズ・あんしん給与）におきましては、システム更新により新しい非課税限度額に対応致しますが、手計算もしくは他社ソフトをご利用の際は充分にご注意下さい。

通勤距離（片道）	非課税限度額	
	改正前	改正後
2km 未満	全額課税	全額課税
2km 以上 10km 未満	4,100 円	4,200 円
10km 以上 15km 未満	6,500 円	7,100 円
15km 以上 25km 未満	11,300 円	12,900 円
25km 以上 35km 未満	16,100 円	18,700 円
35km 以上 45km 未満	20,900 円	24,400 円
45km 以上 55km 未満	24,500 円	28,000 円
55km 以上		31,600 円

※なお、交通機関と交通用具を使用する場合の通勤手当の非課税限度額は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額又は定期乗車券の価額と、当該交通用具を使用する距離につき左記表で定める金額との合計額になります。  
(所令20の2④)



相続

## 遺産のスムーズな分割を行う為に



前月号では遺産を誰に渡すかという意味を伝えるための方法である遺言をテーマに書きましたが、遺言以外で特定の人物に財産を渡す方法は他にもあります。その例の一つが生命保険契約です。

生命保険契約は契約者、被保険者、保険金受取人が契約により定められています。契約者（本人）の意思であらかじめ死亡保険金の受取人が指定できるので、保険金を遺してあげたい方（妻や子等）に、直接財産を遺せます。まさに「お金に名前をつけて遺す」ことができるわけです。（次Pへ続く）

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



(前Pより続き)

P3

保険料の負担者が被相続人である場合、一旦、金銭を保険会社に支払、被相続人の死亡に基因して相続人等に金銭が支払われます。保険会社を経由していますが、人から人への財産移転があったものとみなされ、相続により取得したものとみなされます。

相続人(相続放棄した場合を除きます)が取得した生命保険金に関しては500万円×法定相続人の数が相続税の非課税限度額となるため、現預金のままで相続するよりも相続税の負担を小さくすることができるのです。

平成27年1月1日からの相続税の基礎控除引き下げ(5,000万円+1,000万円×法定相続人数→3,000万円+600万円×法定相続人数)が目前に迫っています。相続税の課税対象となる方がこの生命保険の非課税枠を利用しない手はありません。

当事務所では大同生命保険と提携して、相続に活用できる生命保険を取り扱っておりますので、ご要望がありましたら監査担当者までご相談下さい。(記事担当: 姫路相続相談センター松浦)



## 高齢者実態調査より



姫路市の保健福祉推進室より、「平成26年度在宅高齢者実態調査集計」が、平成26年10月3日(金)に発表されました。

市内在住で65才以上のひとり暮らし高齢者・ねたきり高齢者・認知症高齢者の人数を把握し、対象者数の推移や市内の高齢者人口との対比等を行い、今後の高齢者保健福祉行政及び民生委員活動等の基礎資料とすることを目的としております。

調査対象は、平成26年6月1日現在で、市内に居住する次の高齢者です。①65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者 ②65歳以上の在宅ねたきり高齢者 ③65歳以上の在宅認知症高齢者

①の人数は、昨年14,420人から14,905人と485人増加しており、②③はわずかですが減少しております。①の集計結果の概要としては、男女別では女性が全体の約77.2%を占めており、65歳以上の女性は、約6人に1人がひとり暮らしになっています。また、年齢別では、80歳以上のひとり暮らし高齢者が全体の約42%を占めています。

高齢化社会や核家族化という言葉は良く聞くところではありますが、具体的に実感できる資料だと思います。姫路市のホームページには地区別の集計もありますのでこのような行政の調査資料も、使い方次第ではビジネスに活かすことができるのではないのでしょうか? (記事担当: 佐藤)

(参考) 姫路市HP: [http://www.city.himeji.lg.jp/koho/press/\\_30718/\\_32630/\\_32719.html](http://www.city.himeji.lg.jp/koho/press/_30718/_32630/_32719.html)

**【お知らせ】11/7(金)は事務所研修のため不在となります。急用の場合は各担当者の携帯電話または 尾上尚樹 090-2595-0665 までご連絡をお願い申し上げます。**

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない  
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL

FAX 079-288-0997  
FAX